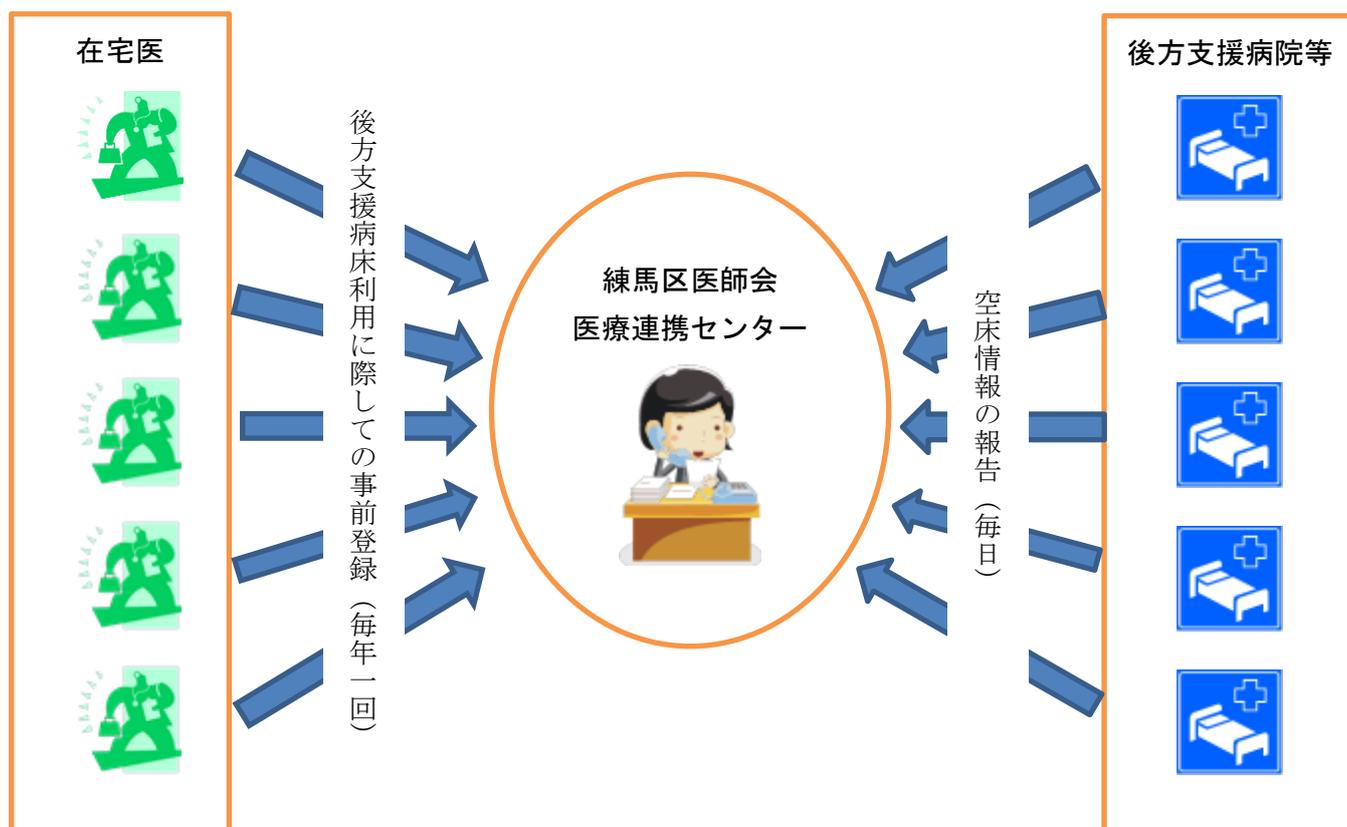


在宅療養に関わる後方支援病床ネットワーク(案)

1 平常時

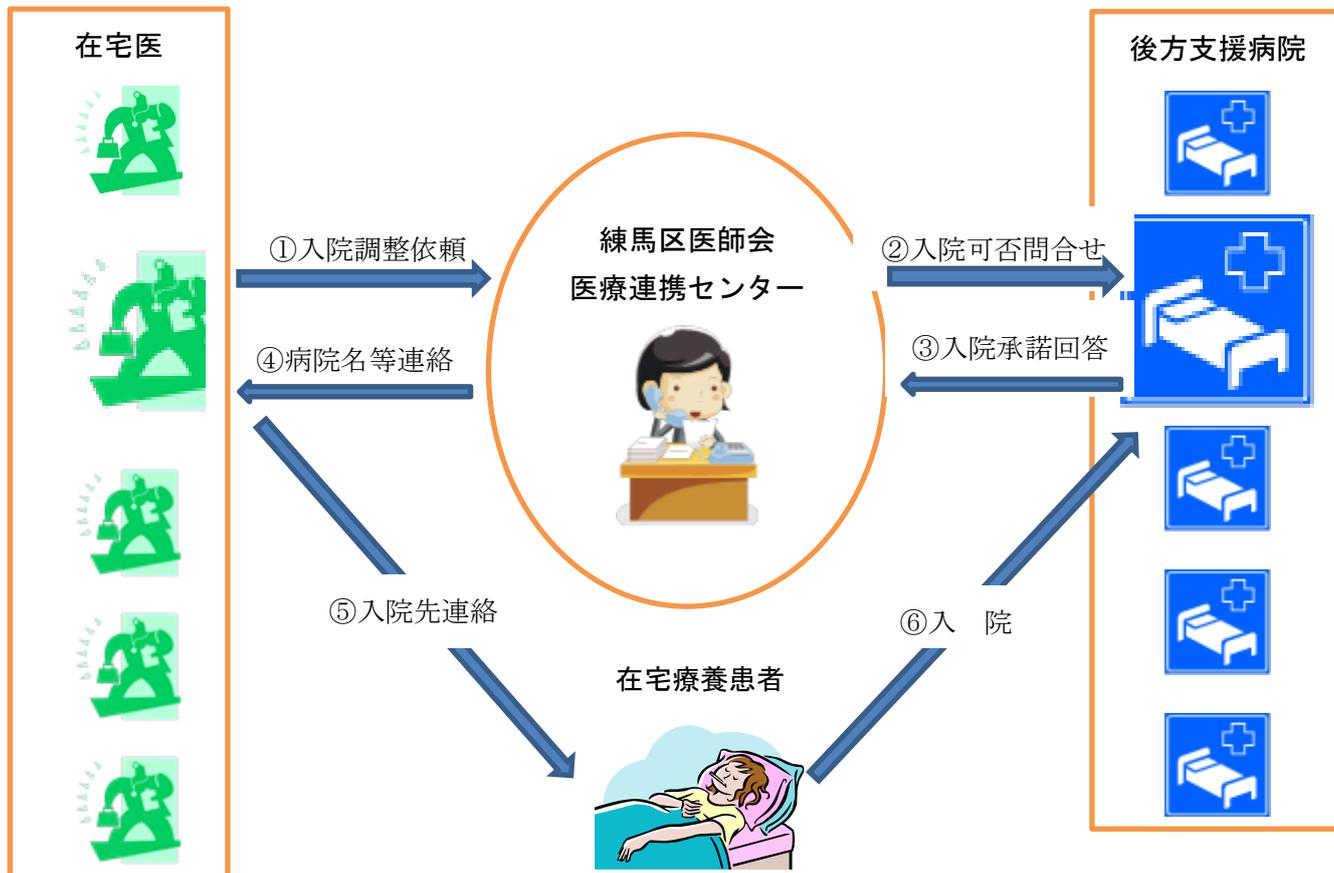


- 1 患者の容態が変化した場合などに、後方支援病床を利用する希望のある在宅医は、あらかじめ医療連携センターに登録を行う。(毎年1回)
- 2 後方支援病院等は毎日、医療連携センターに空床情報を医師会会員専用ページから入力を行う。

※ 後方支援病院等 (予定医療機関)

練馬総合病院、浩生会スズキ病院、練馬光が丘病院、大泉生協病院、島村記念病院、南町医院、阿部クリニック、辻内科循環器科歯科クリニック

2 後方支援病床利用時



- 1 在宅療養患者の容態が変化し、入院の必要があると判断した際、在宅医は医療連携センターに後方支援病床の利用について入院調整を依頼する。
- 2 連絡を受けた医療連携センターは、空床情報をもとに入院可能と思われる病院に対し、入院の受入可否について問い合わせを行う。
- 3 問い合わせを受けた病院は、受入れの可否について検討結果を医療連携センターに回答する。
- 4 医療連携センターは受入病院の調整結果を在宅医に連絡する。
- 5 在宅医は入院先の病院名等を患者に伝える。

※ 夜間・休日の場合は、主治医から協力医療機関へ直接連絡する。

※ 主治医がいない在宅療養患者については、ケアマネジャー等の要請に基づき、高齢者相談センターから医療連携センターに連絡する。